令和5年第4回定例会(令和5年12月13日)

案 要 議 種別 概 番号 議 案 要 報告 処分報告(損害賠償の額の決 | 本年8月14日、本市澤の老人ホーム敷地内において、本市 18 定)の件 職員が運転する消防自動車が、浄化槽のマンホール上を通 過した際、当該マンホールを損壊させた事故について、市 長の専決処分事項に関する条例に基づき、同年11月21日付 けで損害賠償の額を決定したので、報告しようとするもの。 ○損害賠償額 499,000円 「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に公 議案 手数料条例の一部を改正す 67 る条例制定の件 布され、一部の規定が令和6年3月1日から施行されるこ とに伴い、新たに電子証明書提供用識別符号の発行等に係 る事務の手数料を定めるため、本条例を改正しようとする もの。 (主な内容) ○新たな事務に係る手数料の追加 ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 400円 ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 700円 ・届書等情報の内容の証明書の交付 1 通につき 350 円 (特定の上質紙を用いるときは、1通につき1,400円) ・届書等情報の内容の閲覧に係る事務 1件につき350円 ○施行日 令和6年3月1日 貝塚市職員給与条例等の-本年8月7日付けで国家公務員の給与について人事院勧告 68 部を改正する条例制定の件 が行われたことに伴い、これに準じて本市の一般職の職員 の給料等を改定するため、関係条例を改正しようとするも \mathcal{O}_{0} (主な内容) 1. 貝塚市職員給与条例の一部改正関係 ○給料表の改定(令和5年4月1日に遡及して適用) 人事院勧告に基づく新給料表(月額引上げ)に準じて改定 ○令和5年12月期の期末手当の支給率の改定 ・定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以 外の職員 (現行) 100 分の 120 → 100 分の 125 · 定年前再任用短時間勤務職員 (現行) 100 分の 67.5 → 100 分の 70 · 特定任期付職員 (現行) 100 分の 165 → 100 分の 175 ○令和5年12月期の勤勉手当の支給率の改定 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(現行) 100 分の 100 → 100 分の 105

(現行) 100 分の 47.5 → 100 分の 50

(次頁に続く。)

· 定年前再任用短時間勤務職員

種別	番号	議	案	概	要
議案		(貝塚市職員系一件)		外の職員 (令和5年12月期) 100分 ・定年和5年12月期) 100分 ・実年和5年12月期員 (令和5年12月期) 100分 ・特定和5年12月期 100分 ・特定和5年12月期 100分 ・で令ののでは、100分 ・ででのでは、100分 ・ででのでは、100分 ・でで、100分 ・でで、100分 ・でで、100分 ・100分 ・100 ・100	動務職員及び特定任期付職員以 分の125 → 100 分の122.5 動務職員 分の70 → 100 分の68.75 分の175 → 100 分の170 手当の支給率の改定 動務職員以外の職員 分の105 → 100 分の102.5 動務職員 分の50 → 100 分の48.75 の基準に関する条例の一部改正 日に遡及して適用) つ改定 円乃至19万1,700円 円乃至20万2,400円 つ改定 円乃至33万9,800円 乃至34万7,500円 員の給与及び費用弁償に関する 手4月1日に遡及して適用) 料表(月額引上げ)に準じて改定 手当の支給率の改定
	69	市長、副市長等及び旅費に関っ部を改正する条	する条例の一	と同様の措置を講ずるため、 の。 (主な内容) ○令和5年12月期の期末手 (現行)100分の217.5 - ○令和6年度以降の期末手当 (令和5年12月期)100分の2	→ 100 分の 227.5 省の支給率の改定
	70	貝塚市議会議員 費用弁償等に同 一部を改正する 件	関する条例の	の措置を講ずるため、本条例 (主な内容) ○令和5年12月期の期末手 (現行)100分の217.5 - ○令和6年度以降の期末手当 (令和5年12月期)100分の	当の支給率の改定 → 100 分の 227.5

種別	番号	議案	概		
議案	71	損害賠償の額を決定する件	本年6月29日に締結した小瀬処理分区汚水管布設工事第26 工区の工事請負契約に関し、既設埋設管が支障となり施工 が不可能となったため、同契約を解除した事案について、 損害賠償の額を決定しようとするもの。 ○損害賠償額 2,170,182円		
	72	損害賠償の額を決定する件	本年8月4日、岸和田市上野町西の交差点付近において、本市職員が運転する公用車が赤信号のため停車していたところ、前方に停車中の軽自動車が動き始めたと誤認して発進したことにより、同車の後部に追突し、その一部を破損させ、及び乗車中の者を負傷させた事故について、損害賠償の額を決定しようとするもの。		
			(軽自動車の所有者に係る物件損害)○損害賠償額 562,000円		
			(運転者に係る人身損害) ○損害賠償額 73,967円		
			(同乗者に係る人身損害) ○損害賠償額 73,070円		
	73	令和5年度貝塚市一般会計補正予算(第7号)の件	 ○補正額 10億5,037万6千円 (歳出) 民生費 8億6,323万9千円 住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分) 商工費 1億8,713万7千円 地域活性化ビジネス創出事業(地域ポイント市民給付事業) (歳入) 地方交付税及び国庫支出金 ○繰越明許費 民生費 住民税非課税世帯支援給付金事 4億4,323万9千円業(追加支給分) 商工費 地域活性化ビジネス創出事業 1億3,450万円 ○債務負担行為補正(追加) 都市再生整備計画策定支援業務(費用便益分析業務)期間 令和5年度から令和6年度まで限度額 337万7千円 		
	74	令和5年度貝塚市下水道事 業会計補正予算(第1号)の 件	 ○収益的支出 ・支出補正額 0円 (支出) 営業外費用 特別損失 △217万1千円 企業債利息 中瀬処理分区汚水管布設工事第26工区契約解除に伴う損害賠償金 		

種別	番号	議	案	概	要
議案	75	貝塚市監査委 いて同意を求	員の選任につ める件		て任期満了となる、長友滋尊委員 同意を求めようとするもの。